

副本

令和2年(行ウ)第22号 サケ捕獲権確認請求事件

原 告 ラポロアイヌネイション

被 告 国ほか1名

被告ら第6準備書面

令和4年11月18日

札幌地方裁判所民事第3部合議係(チ) 御中

被告ら指定代理人 唐津祐吾 

三浦 浩 

石森萌子 

被告国指定代理人 梶本洋之 

西尾祐香 

川村暁義 

清水友登 

吉岡崇治 

松尾龍志 

若命洋一 

佐藤友介 代

三橋明奈 代

佐久間翔太 代

坂本清一 代

櫻井政和 代

横山健太郎 代

太齋さゆり 代

被告北海道指定代理人 久門修 代

熊澤武 代

下村英明 代

水野由梨 代

片岡拓夢 代

中田智雄 代

藤井智佳士 代

伊藤雅大 代

大島あい 代

岡村淳一 代

小川元樹^{一代}

小川春人^{二代}

山口千寿^{二代}

第1 はじめに	5
第2 水産資源保護法28条の必要性及び合理性、同条とさけの人工ふ化事業との 関係性について	6
1 水産資源保護法28条の必要性及び合理性について	6
2 水産資源保護法28条とさけの人工ふ化放流事業との関係性について	9
第3 国際法や国際慣習法に係る原告の主張は理由がないこと	11
1 条約法に関するウイーン条約第27条に係る原告の主張は理由がないこと	11
2 脛肭獸(おつとせい)保護条約第4条はアイヌの人々のさけ採捕とは関係がな いこと	11
第3 結論	12

被告らは、本準備書面において、原告の2022年（令和4年）7月29日付け準備書面（6）（ただし、原告の同年8月29日付け準備書面（7）及び同年9月1日付け「準備書面（6）の訂正申立書」による訂正後のもの。以下「原告準備書面（6）」という。）に対し、必要な範囲で反論する。

なお、略語については、本準備書面で新たに定めるもののほか、従前の例による。

第1 はじめに

原告の主張はその内容に必ずしも判然としない点があるものの、「国際法や国際慣習法も直接の法源としても主張しており、そこでは国際法の直接適用を主張しているが、それと慣習法を法源とする上記主張とは別である。」（原告準備書面（6）8ページ）、「（被告ら注：本件漁業権を規制している）規制法令は少なくともアイヌ民族すなわち原告に適用される限りにおいては人種差別撤廃条約に反しないよう解釈されるべきことを加味した憲法14条1項により、違憲と言わざるを得ない。」（同31ページ）などとの主張があることを踏まえると、原告は、慣習法、国際法、国際慣習法、憲法及び条理のそれぞれが本件漁業権を根拠づけるものであると主張するとともに、水産資源保護法28条が憲法14条1項に違反すると主張するものであると解される。

しかし、被告ら第1準備書面（24ないし26ページ）等で述べたとおり、水産資源保護法28条は、漁業の免許を受けた者（免許権者は都道府県知事。漁業法69条）や、漁業法119条及び水産資源保護法4条の規定に基づく農林水産省令又は都道府県漁業調整規則の規定により農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けた者以外に、河川等の内水面においてさけを採捕することを認めていないところ、北海道の内水面においてさけを採捕する漁業の免許は一切行われておらず、原告には漁業法に基づく何らの免許も付与されていない。

したがって、水産資源保護法28条が少なくとも原告に適用される限りで無効であると認められない限り、原告の主張する本件漁業権が認められる余地は

ない（なお、原告は、「国際法に則って解釈すれば規制法令が原告のさけ捕獲権を対象としてない」（原告準備書面（6）7ページ）などとも主張するが、水産資源保護法28条本文の条文上そのような限定がされていないことは明らかであり、この点に係る原告の主張は理由がない。）。

そこで、以下では、水産資源保護法28条の合理性等について改めて主張するほか、原告準備書面（6）における国際法や国際慣習法に係る主張に対し、必要な範囲で反論する。

第2 水産資源保護法28条の必要性及び合理性、同条とさけの人工ふ化事業との関係性について

1 水産資源保護法28条の必要性及び合理性について

(1) 水産資源保護法は、水産資源の保護培養を図り、かつ、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与することを目的とする（同法1条）。また、同法28条本文は、「内水面においては、溯河魚類のうちさけを採捕してはならない。」と規定し、さけの特性や我が国におけるさけ資源の重要性に鑑み、溯河魚類の中でも重要なさけに関して、原則として、河川等の内水面における採捕を地域や対象を限定することなく一律に禁止している。

すなわち、被告ら第1準備書面（21ページ）で述べたとおり、さけは、河川で産卵し、ふ化した稚魚は降海して広範な回遊を行いながら成魚となり、主に4年後、生まれた河川を中心に回帰遡上して産卵し、その一生を終えるという特性を持つ魚であり、このような特性を持つさけについては、河川に遡上した親魚を産卵前に採捕すれば、その河川から発生する次の世代の再生産が絶えることとなり、さけ資源が枯渇することとなる。そして、さけは、生まれた河川を中心に河川遡上して産卵する特性があり、遺伝的に地域性のある魚であることから（乙第38号証12ページ）、一部の地域や対象に限

定してさけの採捕を禁止することでは、さけ資源保護の目的を達成することは困難である。

以上からすれば、さけ資源の枯済を回避するためには、産卵前の親魚が採捕されることのないように、内水面におけるさけの採捕を原則として禁止する必要があるというべきである。

(2) このように、水産資源保護法28条本文は、内水面におけるさけの採捕を原則として禁止しており、その結果、アイヌの人々による儀式の伝承等を目的とするさけ採捕を含む全てのさけ採捕が原則として禁止されることとなるが、水産資源保護法28条ただし書は、禁止の例外として、都道府県知事の許可等を受けることによる内水面におけるさけの採捕を認めている。

そして、被告ら第1準備書面(22ないし24ページ)で詳述したとおり、北海道においては、試験研究、教育実習、増養殖用の種苗(種卵を含む。)の自給若しくは供給又は伝統的な儀式若しくは漁法の伝承及び保存並びにこれらに関する知識の普及啓発のためであれば、本件調整規則52条に基づく許可(特別採捕許可)を道知事から受けることによって内水面においてさけの採捕を行うことができ、さらに、アイヌの人々が儀式の伝承等を目的とした採捕の許可を受ける際には、一般の特別採捕許可申請を行う場合よりも手続が簡素化されている。

このように、アイヌの人々は、北海道における河川等の内水面におけるさけの採捕について、道知事の許可を受けて、試験研究、教育実習、増養殖用の種苗の自給又は供給を目的とする採捕を行うことができるに加え、儀式の伝承等を目的とした採捕については、より簡素化された手續で行うことができる。

(3) 以上のとおり、水産資源保護法28条等の内水面におけるさけの採捕に係る法制度は、さけ資源の枯済を回避するために必要な規制をしつつ、アイヌの人々のさけ採捕に係る文化を享有する権利にも配慮した必要かつ合理的な

ものといえる。また、被告ら第5準備書面（11及び12ページ）で述べたとおり、水産資源保護法28条は、もとより、アイヌ民族であるか否かに基づく法的な差別的取扱いを定めているわけではないから、水産資源保護法28条の規定自体にアイヌ民族とそうでない者との間の形式的な不平等は存在しない。

以上からすれば、水産資源保護法28条が必要性及び合理性を有すること、及び同条が憲法14条1項に違反するものでないことは明らかというべきである。

この点、原告は、被告らにおいて、水産資源保護法28条等をもって I C C P R 27条の趣旨に沿った国内施策が実施されていると主張したことに対し、「日常的なサケの捕獲が自由にできないのでは、儀式とは名ばかりの、目的を果たせない形骸化した行為に過ぎず、日々の生活の中にある真の意味での儀式や伝承にはならない。」、「(被告ら注：I C C P R 27条に関する一般的意見23が)「特定の文化を享受すること」は、「その資源の使用に密接に関係する生活様式 (in a way of life) に存する」としているのは、サケの使用に密接に関係する日々の生活を享受することを文化享有権として保障しているのである。」などと主張する（原告準備書面（6）10ページ）。

しかし、被告ら第5準備書面（6ないし8ページ）で述べたとおり、I C C P R 第27条は、少数民族が自己の文化を享有する権利について規定するにとどまり、原告が主張するような水産資源保護法の規制の及ばないさけ捕獲権等の権利を保障することまでを同締約国に義務付けるものではないし、自由権規約委員会の一般的意見は、同締約国に対して法的拘束力を有するものではなく、同締約国がこれに従うことを義務付けられるものではない。また、上記のとおり、水産資源保護法28条等は、さけ資源の枯渇を回避するために必要な規制をしつつ、アイヌの人々のさけ採捕に係る文化を享有する権利にも配慮した必要かつ合理的な制度ということができる。これらの事情から

すれば、原告の上記主張は理由がない。

2 水産資源保護法28条とさけの人工ふ化放流事業との関係性について

(1) 原告の主張

原告は、被告らにおいて、さけが重要な水産資源である北日本ではさけの人工ふ化放流が実施されていることを指摘したこと（被告ら第1準備書面・21ページ）に関して、研究結果によればふ化放流事業はさけ資源の保護につながっておらず、かえって資源量減少につながっている可能性があるなどとして、「被告が水産資源保護法28条にて内水面におけるサケ捕獲の禁止理由として挙げているふ化放流事業には、合理性が認められ」ないと主張する（原告準備書面（6）・40ないし42ページ）。

(2) 被告らの反論

ア さけの人工ふ化放流を行うことが水産資源保護法28条の規制目的ではないこと

原告は、被告らにおいて、水産資源保護法28条により内水面におけるさけの採捕を禁止する理由として、さけの人工ふ化放流事業の実施を主張したと理解しているようであるが、そもそも、被告らは、北日本において人工ふ化放流が実施されていることが水産資源保護法28条の直接の規制目的となる旨の主張をしたわけではない。

被告ら第1準備書面（21ページ）で述べたとおり、さけの人工ふ化放流事業は、さけ資源の保護のため、その培養を目的として、国・道県・民間増殖団体（ふ化場）の連携により実施されているものであるが、水産資源保護法28条は、前記1のとおり、人工ふ化放流事業とは別に、さけ資源の保護のため、採捕による枯渇を防止する目的で、河川に遡上したさけの採捕を原則として一律に禁止するものである。人工ふ化放流事業も水産資源保護法28条に基づく規制も、広くさけ資源保護という目的のために行われているものではあるが、上記のとおり、人工ふ化放流事業はさけの

培養を目的としている一方、水産資源保護法はさけの採捕による枯渇防止を目的としているものであって、人工ふ化放流事業が、水産資源保護法28条の直接の規制目的に位置づけられるものでないことは明らかである。

したがって、原告の上記主張はその前提を誤るものである。

イ 原告の指摘する「研究結果」は、現在行われている人工ふ化放流に問題があることを示すものではないこと

前記アのとおり、さけの人工ふ化放流事業は、水産資源保護法28条の直接の規制目的に位置づけられるものではないから、同事業の実効性・合理性の有無・程度が、内水面におけるさけ採捕を原則として禁止する水産資源保護法28条の合理性を左右するものではない。

この点をおくとしても、被告ら第1準備書面（21ページ）で述べたとおり、我が国におけるさけ資源は、人工ふ化放流により維持されており、放流する稚魚の飼育技術の改善などにより、さけの来遊数は大きく増加したものである（乙第28号証）。

原告は、甲第59号証に基づき、「実際には回帰率は変わらず、むしろ天然魚の方が多く回帰しているとする研究結果も示されている」などと主張するが（原告準備書面（6）・40及び41ページ）、同号証において言及されている調査結果は、千歳川のみのデータを示したものにすぎず（同号証7枚目参照）、北海道全体のさけの回帰傾向を示したものではない。

また、原告は、甲第60号証に基づき、「アラスカ（米国）やロシアではサケの漁獲量はあまり減少しておらず、むしろ豊漁となっている」、「その理由はまだはつきりしていないものの、日本ではできるだけ捕獲し採卵して放流する手法を取っているのに対して、アラスカでは自然産卵を重視しているという違いがあ」るなどと主張するが（原告準備書面（6）・41ページ）、アメリカ合衆国のアラスカ州は、我が国と緯度や河川環境が異なり、単純な比較ができるものではない上、同号証は、漁獲量と人工ふ

化放流との関係を示しているものでもない。

したがって、原告の提出する各証拠をもって、我が国における人工ふ化放流に問題があるということはできないというべきである。

第3 国際法や国際慣習法に係る原告の主張は理由がないこと

1 条約法に関するウイーン条約第27条に係る原告の主張は理由がないこと

(1) 原告の主張

原告は、被告らにおいて、 I C C P R 第27条が、水産資源保護法の規制の及ばないさけ捕獲権等の権利を保障することを締約国に義務付けるものではないと指摘したこと（被告ら第4準備書面・7及び8ページ、被告ら第5準備書面・6ないし8ページ）に対して、「まさに水産資源保護法28条という国内法を援用して、自由権規約等の条約に基づくサケ捕獲権を制限することを目的とした主張であり、「ウイーン条約27条に反する」などと主張する（原告準備書面（6）・14ページ）。

(2) 被告らの反論

しかし、被告ら第4準備書面（7及び8ページ）で述べたとおり、 I C C P R 第27条は、その文言から明らかに、少数民族が自己の文化を享有する権利について規定するにとどまり、原告が主張するような水産資源保護法の規制の及ばないさけ捕獲権等の権利を保障することまでを締約国である我が国に義務付けるものではない。被告らは、同条から原告が主張するような権利は導かれず、水産資源保護法は原告が主張する条約（I C C P R 第27条）に違反するものではない旨を述べたものであり、水産資源保護法を根拠に条約上の義務を否定したものではないことは明らかである。

したがって、原告の上記主張は理由がない。

2 ^{おつとせい}臍臍獸保護条約第4条はアイヌの人々のさけ採捕とは関係がないこと

(1) 原告の主張

原告は、臍肭獸保護条約第4条の規定は、アイヌの人々がオットセイの捕獲に関して他の先住民族と同様の独自の「従来慣行ノ方法」による漁業権を有していたこと、同漁業権について近隣諸国を含めた国際的承認がされており一般慣行及び法的確信が存在したことを示唆するものであるところ、アイヌの人々のさけ捕獲については、オットセイの捕獲よりもはるかに強度の一般慣行と法的確信が存在していたことからすれば、アイヌの人々のサケ捕獲権について当然に国際慣習法上の漁業権が存在していたものと認められる旨主張する（原告準備書面（6）・25及び26ページ）。

（2）被告らの反論

しかし、臍肭獸保護条約は、オットセイの捕獲について定めた条約であつて、本件で問題とされているさけの捕獲について定めたものではなく、オットセイとさけでは水産資源としての位置づけも全く異なるのである。

また、そもそも臍肭獸保護条約第4条は、アイヌの人々が従来の慣行の範囲内でオットセイの捕獲を行う場合等には、オットセイの海上獵獲を禁止する同条約の規定を適用しない旨を規定しているにとどまり、アイヌの人々に具体的にオットセイの漁業権を保障したものではない。したがって、臍肭獸保護条約の内容に鑑みてさけに関する本件漁業権が国際慣習法として認められる旨の原告の主張に理由がないことは明らかである。

したがって、原告の上記主張は理由がない。

第3 結論

以上のとおりであり、原告の請求は理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以上